

## 弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働について

平成14年5月17日

小島武司

於・司法制度改革推進本部

### 国境のある法的サービスとグローバルな現実との相克

- ・ 複数の法域（立法、司法）にまたがって展開される市民生活、企業活動 - 渉外的な法律問題の増加・複雑化（連鎖的、重層的） - 弁護士資格の部分的接合（外国法事務弁護士という枠組み）
- ・ 渉外弁護士の役割の上昇 - 法的サービスの需要の増大
- ・ 日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働の促進の必要 - とりわけ共同事業の要件緩和等が問題
- ・ 利用者の視点に立って、既存の制度に対する不断の再検討が必要（司法制度改革審議会意見書）

### 利用者のニーズへの対応

- ・ 一体的な法的サービスの提供  
より効果的な法的サービス  
依頼者の信頼感の上昇
- ・ 業務形態の歴史的展開  
閉鎖システム  
折衷システム  
開放システム  
現在は から への移行期
- ・ 弁護士職の再定義  
内外弁護士の峻別論  
日本弁護士 = 弁護士、外国弁護士 = 非弁護士  
内外弁護士の統合論  
内外の弁護士 = その法的知識・法文化的背景を異にする弁護士 - いわば個性の問題 - 包括的サービスの前提

### 国際化時代における法的サービスのあり様

#### (1) 渉外的要素の偏在という現実

## (2) 適用法の部分性

- ・ 法的サービス、とりわけ予防法務におけるそれは、事実 文化 法的設計  
法選択 法適用からなる、複合的なプロセスとして存在 - 特定の法の適用は、法的サービスの一部 - 展望的、多角的検討の必要
- ・ 法選択の前提としての法比較  
特定の法は、法比較という複雑な作業の帰結  
選択された法的枠組みの多くは異なる法的要素の合成 - 創造的法的サービスの要請（オーダーメイドの契約）

## (3) 渉外的文脈における法の浮動性

- ・ 法選択の微妙  
日本法か、原資格国法、指定法、第三国法のいずれが選択されるかを問わず、法的サービスの相当部分が共通
- ・ 状況による選択の変化

### 共同事業に関する法規制のあり方

#### (1) 目的上の制限の問題

- ・ 「外国法に関する知識を必要とする法律事務」（外弁法 49 条の 2 第 1 項第 1 号）  
の制限のゆえに日本弁護士固有の法律事務が存在することになって、弁護士と外国法事務弁護士が単一の事務所を構成できず（ジョイント・ヴェンチャー）  
共同事業の機能が限局されることからくる制約（会計の分離、連名のオピニオン・レターなど）の問題 - より合理的な基準の設定が時代の要請
- ・ 当事者の全部または一部が国内に在住する外国人である事件や、外国会社等が保有する株式が発行済み株式総数の 2 分の 1 未満である外資系会社の依頼による事件が除外されるという問題 - 緩和措置の検討

#### (2) 収益分配の問題

- ・ 適用法が日本法の場合であっても、分配自体の是非ではなく、その実質的な合理性  
ないし正当性が問題 - 弁護士倫理上のルール設定

#### (3) 弁護士の独立性の問題

- ・ 弁護士および外国法事務弁護士が共通に従うべき基本的倫理の存在（法令等の精通  
（弁護士倫理 6 条）、能力外事件の単独受任の回避義務（ABA 旧規約懲戒規定 6  
・ 101 条 A 項 1 号、CCBA 3・1・3 第 1 文）） - 不当介入の抑制

#### (4) 弁護士の雇用問題

- ・ 共同事業において、弁護士と外国法事務弁護士とが共同で弁護士を雇用する局面  
あれば、後者による日本法の取り扱いについて濫用的な介入が行われる頻度は、  
弁護士の存在のゆえに、相当に低下

- ・ 雇用契約中に独立保障条項を挿入することで、さらなる抑止効果を期待
- ・ 会社法務部に所属する弁護士とのバランス - 所属弁護士会の許可により営利を目的とする法人の使用人となることが可能（弁護士法30条3項）

#### 今後の基本姿勢

- ・ 論理的帰結 - 政策的選択重視
- ・ デメリット（たとえば、市場席卷、司法制度のひずみ） - メリット重視
- ・ リスク回避 - リスク制御装置の探求
- ・ 国益としての開放政策 - 島国のグローバル企業（含・中小）にとって自然な選択、先進的モデルの提示による国際貢献
- ・ 正義へのアクセスのグローバルな普遍化（平成13年3月の規制改革推進3ヵ年計画によれば、「日本法および外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する」という観点）